

事務連絡  
令和4年1月5日

指定居宅介護支援事業者  
指定介護予防支援事業者  
指定地域密着型通所介護事業者  
指定小規模多機能型居宅介護事業者  
第1号訪問事業者  
第1号通所事業者

各位

小山市役所 高齢生きがい課

令和3年度介護報酬改定に伴う居宅サービス計画書等の同意に関する署名・押印に係る取扱いについて(周知)

日頃より、当市の介護保険事業に、ご理解ご協力賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件について、別紙のとおり小山市の取扱いについて整理しましたのでお知らせいたします。

小山市役所 高齢生きがい課  
高齢支援係・地域支援係  
Tel: 0285-22-9541・9616  
Fax: 0285-22-9543

※回答日における内容です。国からの通知等により内容が変更となる場合があります。

| No. | サービス種別 | 項目                      | 質問  | 回答  | 関連する通知等  | 回答日      |
|-----|--------|-------------------------|---|---|--|----------|
| 1   | 全サービス  | 契約書                     | 契約書の署名や押印は不要として差し支えないか。                   | <p>押印は省略可能ですが、従来通り説明と同意は必要であり、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいとされています。そのため、説明をし同意を得た証として以下の順番で対応してください。</p> <p>①本人署名<br/>※署名欄がない様式は余白等に署名してください。</p> <p>(本人が署名できない場合)</p> <p>②記名及び押印<br/>※記名とは、自署以外の方法で本人の氏名が記されているものになります。</p> <p>(①、②ともできない場合)</p> <p>③代筆(代筆者の氏名、続柄、関係性を併記)<br/>本人に説明し、同意を得たことがわかるように支援経過に詳細に記録してください。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・押印についてのQ &amp; A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)</li> <li>・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第4条</li> <li>・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について 3(2)</li> <li>・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第23条第3項</li> <li>・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第4条第1項</li> <li>・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について 3(2)</li> <li>・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第3条の7第1項</li> <li>・小山市訪問介護サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱(第9条、第28条)</li> </ul> | 令和4年1月5日 |
| 2   | 全サービス  | 重要事項説明書                 | 重要事項説明書の署名や押印は不要として差し支えないか。               |   |  |          |
| 3   | 全サービス  | 秘密の保持(個人情報の取扱い)についての同意書 | 秘密保持についての同意書の署名や押印は不要として差し支えないか。          |   |  |          |
| 4   | 居宅介護支援 | 居宅サービス計画書 第1表           | これまで署名・押印を求めていたが、今後は署名・押印を求めなくてもよいか。      |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・押印についてのQ &amp; A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)</li> <li>・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第10号</li> </ul>  |          |
| 5   | 介護予防支援 | 介護予防サービス支援計画書           |   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・押印についてのQ &amp; A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)</li> <li>・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第30条第10号</li> </ul>   |          |
| 6   | 居宅介護支援 | サービス利用票                 | サービス利用票第6表の利用者確認欄が削除されているが、押印を得なくても問題ないか。 |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険最新情報Vol. 958</li> </ul>  |          |
| 7   | 全サービス  | 電磁的方法                   | 電磁的方法により同意を得ても問題ないか。                      |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険最新情報Vol. 934 P5</li> <li>・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第31条第2項</li> <li>・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第33条第2項</li> <li>・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第3条の7第2項</li> <li>・介護保険法施行規則第140条の63の6第一号の規定する厚生労働大臣が定める基準 第13条第2項</li> </ul>  |          |